

令和3年12月17日（金）	
資料提供	
担当課・班	文化遺産課 保存班
担当者	川戸
電話	073-488-6294

湯浅町文化財保存活用地域計画の認定について

国の文化審議会（会長 佐藤^{さと}信^{まこと}）は、令和3年12月17日（金）に開催された同審議会文化財分科会において、湯浅町の文化財保存活用地域計画の認定について文化庁長官に答申を行い、これを受け、同日、文化庁長官は同計画を認定しました。

本計画内容の照会につきましては、湯浅町において対応しますので、よろしくお願ひします。

記

1 認定された計画

湯浅町文化財保存活用地域計画 【詳細は別紙のとおり】

2 県内の認定市町村数

県内の市町村においては、湯浅町が初の認定。

（これまで全国で47市町村が認定済み ※令和3年12月16日現在）

3 本件の詳細に関するお問い合わせ先

湯浅町教育委員会 歴史文化財係 山本・中原

TEL：0737-64-1128 / FAX：0737-63-3791

○「文化財保存活用地域計画」とは、

- ・文化財の保存・活用に関して、各市町村が取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した基本的なアクション・プラン。
- ・文化財保護法の改正（平成31年4月1日施行）により作成が位置づけられた制度で、国が認定を行う。
- ・市町村が目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定め、これに従って計画的に取組を進めることで、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用を地域社会総がかりで進めることが期待される。